

業務月報

(Business monthly report)

令和7年3月4日発行

ハローワークいずも

—目次—

1. 一般職業紹介状況 (P2)
2. 求人の状況 (P4)
3. 求職の状況 (P6)
4. 雇用保険の状況 (P7)
5. 人員整理の状況 (P7)

(※ 指標については全て1月内容です)



1. 一般職業紹介状況

令和7年1月の月間有効求人倍率は1.59倍で、前月を0.03ポイント下回りました。

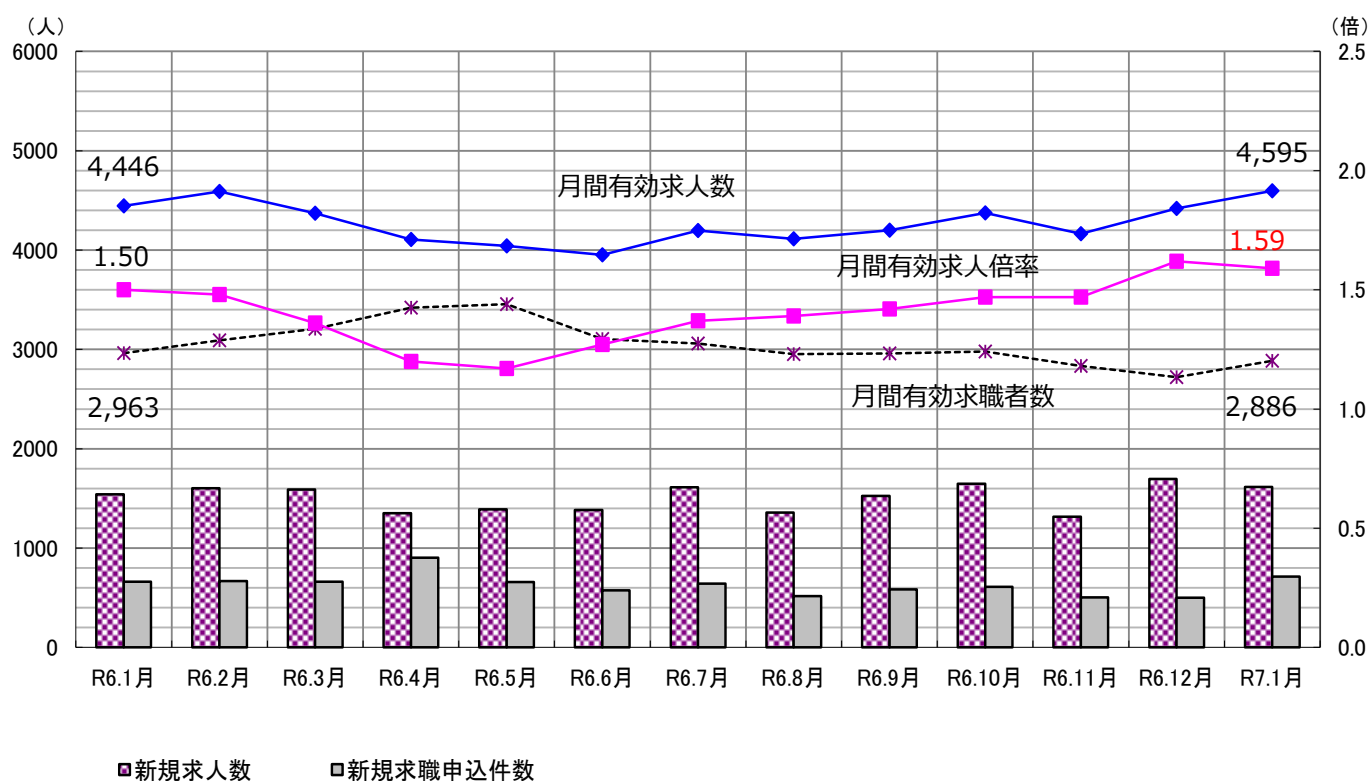
新規求人倍率は2.26倍となり、前月を1.13ポイント下回りました。

また、新規求人数は1,616人で、前年同月比で4.8%減少しました。

これを産業別に前年同月と比較すると、農・林・漁業で50.0%、製造業で69.1%、情報通信業で50.0%、運輸業、郵便業で22.9%、卸売・小売業で23.1%、生活関連サービス業、娯楽業で68.7%、教育、学習支援業で9.5%、医療、福祉で3.6%、増加したのに対し、鉱業、採石業、砂利採取業で50.0%、建設業で15.4%、金融業・保険業で71.4%、不動産業、物品賃貸業で27.8%、学術研究、専門・技術サービス業で12.5%、複合サービス事業で9.4%、サービス業（他に分類されないもの）で8.9%、公務、その他で59.7%減少しました。

新規求職申込件数は714件となり、前年同月比42.8%の増加となりました。

新規求職申込件数を前年同月と比較すると、年齢別状況では、45歳以上54歳以下で7.0%、55歳以上64歳以下で18.6%、65歳以上で26.5%増加したのに対し、45歳未満で1.2%減少しました。常用求職者の態様別状況では、無業者が55.6%、自己都合が16.5%、事業主都合が3.2%増加したのに対し、在職者が11.8%減少しました。



一般職業紹介状況(パートタイムを含む)

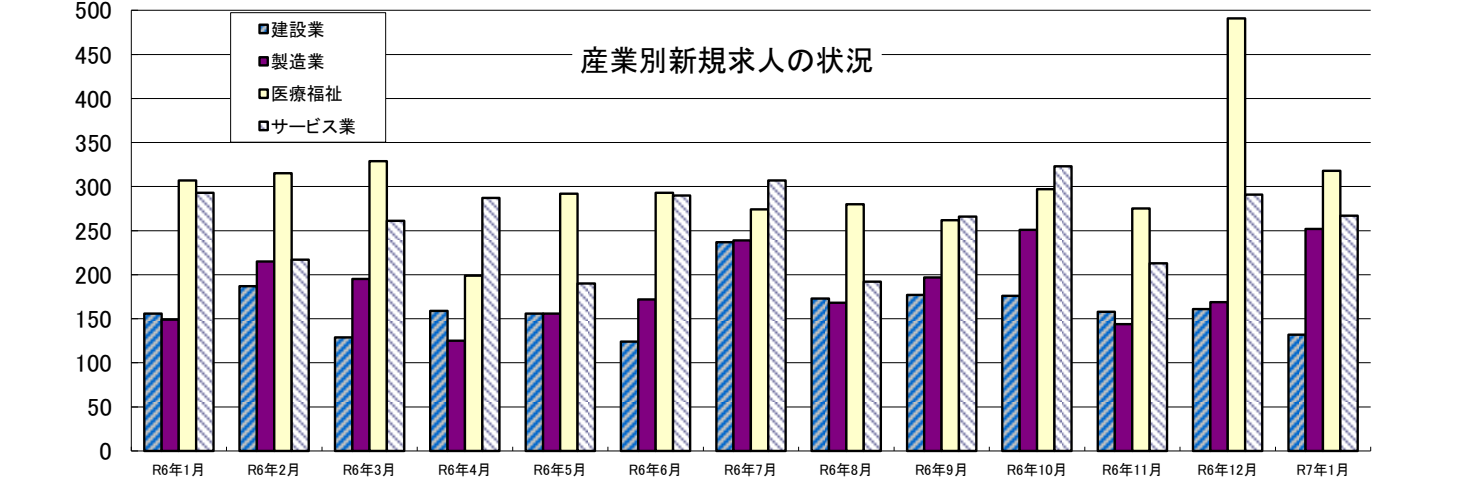
項 目 \ 年 月	7年1月	6年12月	6年1月	前月比 差(％、 ポイント)	前年比 差(％、 ポイント)
1. 新規求人数	1,616	1,697	1,541	▲ 4.8	4.9
うちパートタイム	624	602	596	3.7	4.7
2. 月間有効求人数	4,595	4,418	4,446	4.0	3.4
うちパートタイム	1,503	1,397	1,534	7.6	▲ 2.0
3. 新規求職申込件数	714	500	663	42.8	7.7
うち 男	314	219	284	43.4	10.6
うち 女	400	281	379	42.3	5.5
4. 月間有効求職者数	2,886	2,720	2,963	6.1	▲ 2.6
5. 紹介件数	529	414	610	27.8	▲ 13.3
6. 就職件数	193	181	191	6.6	1.0
うち雇用保険受給者	52	58	60	▲ 10.3	▲ 13.3
7. 充足数	174	165	183	5.5	▲ 4.9
8. 新規求人倍率(パートを含む)	2.26	3.39	2.32	▲ 1.13	▲ 0.06
9. 新規求人倍率(パートを除く)	2.43	3.36	2.31	▲ 0.93	0.12
10. 月間有効求人倍率(パートを含む)	1.59	1.62	1.50	▲ 0.03	0.09
11. 月間有効求人倍率(パートを除く)	1.86	1.92	1.70	▲ 0.06	0.16
12. 就職率(6/3)	27.0	36.2	28.8	▲ 9.2	▲ 1.8

求人倍率

	令和 4年度	令和 5年度	R6年 1月	R6年 2月	R6年 3月	R6年 4月	R6年 5月	R6年 6月	R6年 7月	R6年 8月	R6年 9月	R6年 10月	R6年 11月	R6年 12月	R7年 1月
新規求人倍率	2.88	2.54	2.32	2.40	2.41	1.49	2.12	2.41	2.51	2.63	2.62	2.70	2.62	3.39	2.26
うち一般	3.10	2.72	2.31	2.60	2.52	1.84	2.58	2.66	2.74	3.00	2.82	2.91	3.00	3.36	2.43
うちパート	2.53	2.23	2.35	2.06	2.22	1.08	1.46	2.04	2.08	2.07	2.28	2.37	1.98	3.46	2.04
月間有効求人倍率	1.68	1.46	1.50	1.48	1.36	1.20	1.17	1.27	1.37	1.39	1.42	1.47	1.47	1.62	1.59
うち一般	2.04	1.71	1.70	1.68	1.59	1.50	1.49	1.61	1.68	1.68	1.73	1.77	1.76	1.92	1.86
うちパート	1.23	1.13	1.23	1.22	1.06	0.83	0.79	0.86	0.96	1.00	1.01	1.08	1.08	1.22	1.23

注1) 新規学卒を除く

2. 求人の状況



	新規求人数		建設業	製 造 業					卸売・ 小売業	医療福祉	サービス業	月間有効	
		うちパート			食料品・ 飲料等	衣 服・ 繊維製品	電気機械	電子部品・ デバイス				求人数	うちパート
R6年1月	1,541	596	156	149	34	6	0	21	147	307	293	4,446	1,534
	▲ 17.2	▲ 17.5	▲ 16.6	▲ 34.6	▲ 30.6	▲ 73.9	▲ 100.0	▲ 27.6	▲ 37.7	38.3	▲ 23.3	▲ 12.3	▲ 13.5
R6年2月	1,601	510	187	215	31	15	6	17	215	315	217	4,591	1,584
	▲ 23.7	▲ 40.9	16.9	▲ 6.9	▲ 45.6	▲ 21.1	100.0	▲ 22.7	▲ 4.9	▲ 2.2	▲ 32.8	▲ 13.7	▲ 16.7
R6年3月	1,588	554	129	195	72	5	1	29	162	329	261	4,370	1,444
	▲ 14.1	▲ 12.9	▲ 29.9	▲ 21.7	24.1	▲ 68.8	▲ 80.0	▲ 31.0	▲ 33.9	24.2	▲ 39.6	▲ 15.5	▲ 22.0
R6年4月	1,351	444	159	125	44	8	0	25	171	199	287	4,105	1,263
	▲ 16.6	▲ 24.6	▲ 6.5	▲ 34.6	33.3	▲ 11.1	▲ 100.0	19.0	▲ 17.8	▲ 17.4	▲ 15.1	▲ 14.7	▲ 24.4
R6年5月	1,390	401	156	156	30	11	9	9	177	292	190	4,042	1,248
	▲ 20.3	▲ 25.2	7.6	▲ 43.9	▲ 23.1	▲ 21.4	200.0	▲ 92.4	8.6	▲ 5.2	▲ 44.1	▲ 16.2	▲ 21.6
R6年6月	1,384	465	124	172	48	6	0	12	151	293	290	3,953	1,205
	▲ 16.2	▲ 20.4	▲ 23.0	▲ 18.9	▲ 17.2	▲ 40.0	▲ 100.0	▲ 68.4	▲ 22.6	1.4	▲ 7.6	▲ 15.2	▲ 21.7
R6年7月	1,612	476	237	239	39	10	0	124	148	274	307	4,198	1,259
	11.8	1.9	35.4	88.2	62.5	▲ 28.6	▲ 100.0	416.7	▲ 14.9	8.7	▲ 13.5	▲ 5.6	▲ 12.6
R6年8月	1,356	431	173	168	43	15	12	8	135	280	192	4,113	1,260
	▲ 24.9	▲ 26.2	▲ 6.5	▲ 50.4	▲ 18.9	7.1	71.4	▲ 93.0	▲ 37.2	▲ 4.1	▲ 37.3	▲ 11.7	▲ 16.2
R6年9月	1,525	514	177	197	61	11	4	15	178	262	266	4,199	1,287
	▲ 6.2	▲ 9.0	1.7	▲ 7.5	▲ 27.4	120.0	▲ 33.3	▲ 51.6	▲ 17.6	▲ 19.1	3.5	▲ 9.7	▲ 15.2
R6年10月	1,649	562	176	251	55	12	4	118	259	297	323	4,374	1,402
	20.7	16.6	7.3	59.9	10.0	▲ 7.7	33.3	391.7	94.7	10.4	17.9	▲ 2.8	▲ 5.3
R6年11月	1,316	377	158	144	35	10	3	13	140	275	213	4,164	1,323
	▲ 19.1	▲ 28.7	6.0	▲ 56.5	▲ 10.3	▲ 50.0	▲ 25.0	▲ 89.8	▲ 30.7	▲ 5.2	▲ 2.7	▲ 5.7	▲ 7.2
R6年12月	1,697	602	161	169	37	4	4	25	139	491	291	4,418	1,397
	1.9	3.4	▲ 12.0	▲ 14.6	▲ 50.0	0.0	0.0	38.9	▲ 25.7	40.7	▲ 0.7	0.6	▲ 3.2
R7年1月	1,616	624	132	252	57	2	1	121	181	318	267	4,595	1,503
	4.9	4.7	▲ 15.4	69.1	67.6	▲ 66.7	-	476.2	23.1	3.6	▲ 8.9	3.4	▲ 2.0

注1) 新規学卒を除く

注2) 下段は前年同期比

新産業分類別・規模別新規求人の状況(パートを含む)

産業分類別		年 月	7年1月			6年1月			前年同月比 (%)
			うち一般	うちパート		うち一般	うちパート		
AB	農・林・漁業(01～04)	18	13	5	12	7	5	50.0	
C	鉱業、採石業、砂利採取業(05)	1	1	0	2	2	0	▲ 50.0	
D	建設業(06～08)	132	123	9	156	152	4	▲ 15.4	
E	製造業(09～32)	252	207	45	149	132	17	69.1	
	09食料品製造業	49	29	20	32	24	8	53.1	
	10飲料・たばこ・飼料製造業	8	3	5	2	1	1	300.0	
	11繊維工業	2	2	0	6	3	3	▲ 66.7	
	12木材・木製品製造業(家具を除く)	3	3	0	5	5	0	▲ 40.0	
	13家具・装備品製造業	6	6	0	1	1	0	500.0	
	14パルプ・紙・紙加工品製造業	25	15	10	13	11	2	92.3	
	15印刷・同関連業	2	1	1	5	5	0	▲ 60.0	
	16化学工業	2	2	0	33	33	0	▲ 93.9	
	17石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0	-	
	18プラスチック製品製造業	4	4	0	3	2	1	33.3	
	19ゴム製品製造業	0	0	0	0	0	0	-	
	21窯業・土石製品製造業	10	8	2	5	4	1	100.0	
	22鉄鋼業	9	9	0	3	3	0	200.0	
	23非鉄金属製造業	0	0	0	0	0	0	-	
	24金属製品製造業	0	0	0	7	7	0	▲ 100.0	
	25はん用機械器具製造業	2	2	0	1	0	1	100.0	
	26生産用機械器具製造業	6	3	3	8	8	0	▲ 25.0	
	27業務用機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	-	
	28電子部品・デバイス・電子回路製造業	121	117	4	21	21	0	476.2	
	29電気機械器具製造業	1	1	0	0	0	0	-	
	30情報通信機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	-	
	31輸送用機械器具製造業	2	2	0	0	0	0	-	
	20・32その他の製造業	0	0	0	4	4	0	▲ 100.0	
F	電気・ガス・熱供給・水道業(33～36)	0	0	0	0	0	0	-	
G	情報通信業(37～41)	18	16	2	12	7	5	50.0	
H	運輸業、郵便業(42～49)	59	45	14	48	26	22	22.9	
I	卸売・小売業(50～61)	181	100	81	147	78	69	23.1	
J	金融業・保険業(62～67)	2	2	0	7	5	2	▲ 71.4	
K	不動産業、物品賃貸業(68～70)	13	8	5	18	5	13	▲ 27.8	
L	学術研究、専門・技術サービス業(71～74)	35	32	3	40	32	8	▲ 12.5	
M	宿泊業、飲食サービス業(75～77)	80	16	64	80	12	68	0.0	
N	生活関連サービス業、娯楽業(78～80)	113	37	76	67	32	35	68.7	
O	教育、学習支援業(81,82)	46	23	23	42	12	30	9.5	
P	医療、福祉(83～85)	318	150	168	307	176	131	3.6	
Q	複合サービス事業(86,87)	29	26	3	32	28	4	▲ 9.4	
R	サービス業(他に分類されないもの)(88～96)	267	192	75	293	234	59	▲ 8.9	
S, T	公務、その他(97,98,99)	52	1	51	129	5	124	▲ 59.7	
合 計		1,616	992	624	1,541	945	596	4.9	
事業 所規 模 別	29人以下	1,037	580	457	1,013	637	376	2.4	
	30～99人	295	173	122	314	184	130	▲ 6.1	
	100～299人	111	73	38	141	76	65	▲ 21.3	
	300～499人	13	12	1	14	10	4	▲ 7.1	
	500人以上	160	154	6	59	38	21	171.2	

主要産業別一般新規求人(前年同月比)(パートタイムを含む)

主要産業		月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月
建設業 製造業 卸売・小売業 サービス業	建設業		▲ 6.5	1.7	7.3	6.0	▲ 12.0	▲ 15.4
	製造業		▲ 50.4	▲ 7.5	59.9	▲ 56.5	▲ 14.6	69.1
	卸売・小売業		▲ 37.2	▲ 17.6	94.7	▲ 30.7	▲ 25.7	23.1
	サービス業		▲ 37.3	3.5	17.9	▲ 2.7	▲ 0.7	▲ 8.9
	合計							

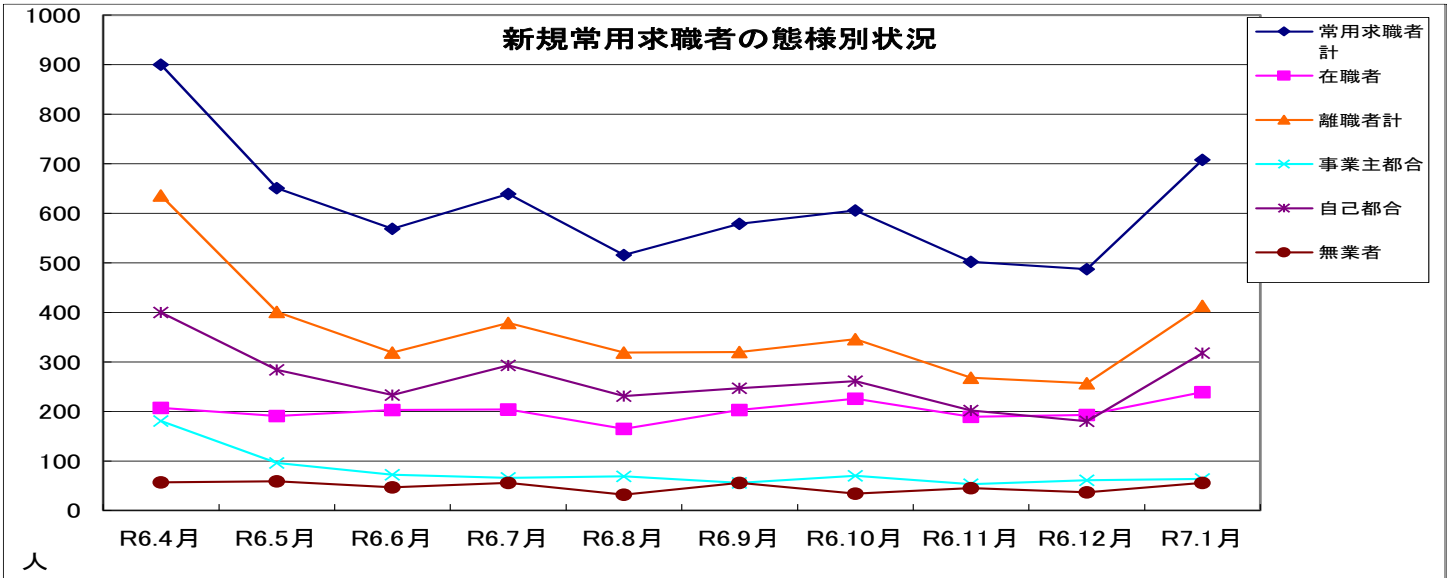
3. 求職の状況

	新規求職申込		性 別		年 齢 別 状 況				新規常用求職者の態様別状況						月間有効求職者	
	件数	うちパート	男	女	45歳未満	45～54	55～64	65歳以上	常用求職者計	在職者	離職者計		無業者			うちパート
											事業主都合	自己都合				
R6年1月	663	254	284	379	338	114	113	98	656	271	349	62	273	36	2,963	1,252
	▲ 6.4	▲ 6.6	0.4	▲ 10.8	▲ 5.8	▲ 19.1	▲ 4.2	8.9	▲ 5.2	3.4	▲ 10.5	▲ 20.5	▲ 6.2	▲ 10.0	8.6	10.8
R6年2月	667	247	256	411	328	144	107	88	661	267	345	63	261	49	3,092	1,299
	▲ 2.5	▲ 0.8	▲ 13.2	5.7	▲ 2.1	▲ 2.7	▲ 15.7	18.9	▲ 2.7	▲ 9.2	▲ 1.7	▲ 17.1	2.4	44.1	7.1	9.4
R6年3月	660	250	288	372	333	122	106	99	657	255	347	68	257	55	3,206	1,361
	▲ 12.5	▲ 9.7	▲ 10.3	▲ 14.1	▲ 11.9	▲ 21.3	▲ 10.2	▲ 3.9	▲ 12.3	1.2	▲ 20.0	▲ 30.6	▲ 18.4	▲ 12.7	2.8	6.2
R6年4月	904	410	396	508	376	157	167	204	900	207	636	181	400	57	3,421	1,527
	0.1	1.2	0.5	▲ 0.2	▲ 10.5	13.8	17.6	0.5	1.2	▲ 5.0	3.9	▲ 7.7	7.8	▲ 3.4	4.0	7.1
R6年5月	657	274	248	409	330	96	102	129	651	191	401	96	284	59	3,457	1,579
	2.2	3.0	▲ 9.8	11.1	▲ 0.3	▲ 15.0	2.0	30.3	2.5	▲ 7.7	10.5	47.7	2.9	▲ 9.2	5.0	6.9
R6年6月	574	228	237	337	290	111	101	72	569	203	319	72	233	47	3,105	1,402
	▲ 12.8	▲ 14.6	▲ 11.2	▲ 13.8	▲ 9.4	▲ 15.3	▲ 8.2	▲ 25.8	▲ 12.5	▲ 3.8	▲ 20.6	▲ 13.3	▲ 24.1	27.0	▲ 5.1	▲ 4.4
R6年7月	643	229	289	354	329	118	107	89	639	204	379	66	293	56	3,059	1,307
	22.7	33.1	19.9	25.1	14.6	21.6	25.9	61.8	23.8	3.6	34.4	6.5	37.6	51.4	0.6	▲ 0.8
R6年8月	516	208	257	259	246	96	88	86	516	165	319	69	231	32	2,953	1,259
	▲ 8.8	▲ 1.0	3.2	▲ 18.3	▲ 14.3	▲ 9.4	▲ 7.4	10.3	▲ 7.9	▲ 23.3	1.6	25.5	▲ 4.9	3.2	▲ 3.9	▲ 4.1
R6年9月	583	225	248	335	320	117	84	62	579	203	320	56	247	56	2,960	1,273
	▲ 10.2	▲ 8.2	▲ 9.5	▲ 10.7	▲ 1.5	▲ 12.0	▲ 16.0	▲ 31.9	▲ 9.0	▲ 21.6	▲ 3.0	▲ 24.3	1.6	19.1	▲ 4.1	▲ 1.2
R6年10月	610	237	263	347	310	113	102	85	606	226	346	70	261	34	2,980	1,299
	▲ 5.1	2.6	4.0	▲ 11.0	▲ 3.7	▲ 12.4	0.0	▲ 5.6	▲ 5.0	▲ 7.8	▲ 0.6	7.7	▲ 3.3	▲ 24.4	▲ 5.0	▲ 0.4
R6年11月	503	190	235	268	253	102	86	62	502	189	268	53	202	45	2,834	1,221
	▲ 5.5	▲ 5.5	7.8	▲ 14.6	▲ 15.7	8.5	4.9	10.7	▲ 4.0	▲ 2.6	▲ 3.2	20.5	▲ 9.4	▲ 13.5	▲ 7.7	▲ 6.2
R6年12月	500	174	219	281	241	101	92	66	487	193	257	61	180	37	2,720	1,149
	6.4	4.8	▲ 3.1	15.2	3.0	20.2	12.2	▲ 5.7	5.0	▲ 8.5	12.7	52.5	2.3	48.0	▲ 5.6	▲ 7.6
R7年1月	714	306	314	400	334	122	134	124	708	239	413	64	318	56	2,886	1,225
	7.7	20.5	10.6	5.5	▲ 1.2	7.0	18.6	26.5	7.9	▲ 11.8	18.3	3.2	16.5	55.6	▲ 2.6	▲ 2.2

注1) 新規学卒を除く

注2) 下段は前年同期比

(件・%)



4. 雇用保険の状況

雇用保険の状況(短時間を含む)

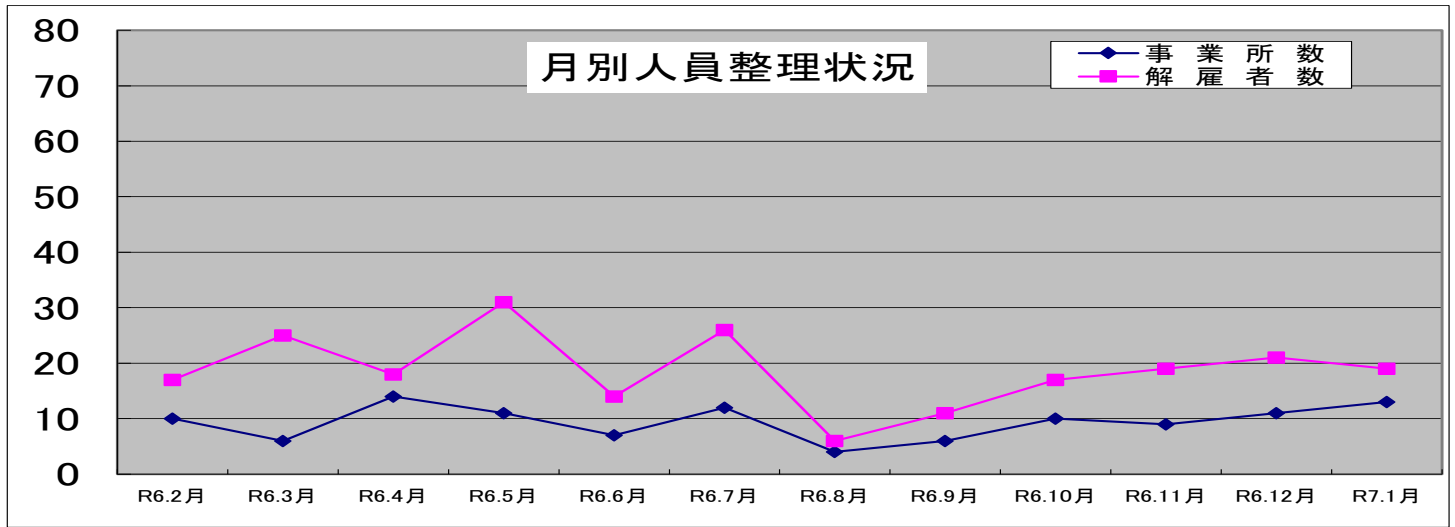
年 月 項 目	7年1月			6年12月	6年1月	前月比 (%)	前年比 (%)
		うち男	うち女				
1. 月末現在適用事業所数	3,251			3,245	3,261	0.2	▲ 0.3
2. 月末現在被保険者数	50,402	28,103	22,299	50,695	50,724	▲ 0.6	▲ 0.6
3. 資格取得者数	435	221	214	394	512	10.4	▲ 15.0
4. 資格喪失者数	728	363	365	459	611	58.6	19.1
5. 一般受給資格決定件数	183	77	106	132	175	38.6	4.6
うち県外離職者数	44	15	29	17	36	158.8	22.2
6. 初回受給者数	93	43	50	150	94	▲ 38.0	▲ 1.1
7. 受給者実人員	571	268	303	606	543	▲ 5.8	5.2
8. 基本手当基本分支給額(千円)	68,621			75,532	66,431	▲ 9.2	3.3

※受給資格決定件数: 安定所が受け付けた離職票を審査し、受給資格があると決定した件数

※受給者実人員: 基本手当を実際に受けた受給資格者の実数(1 暦月中に2回以上受けた人も実人員としては1人となる)

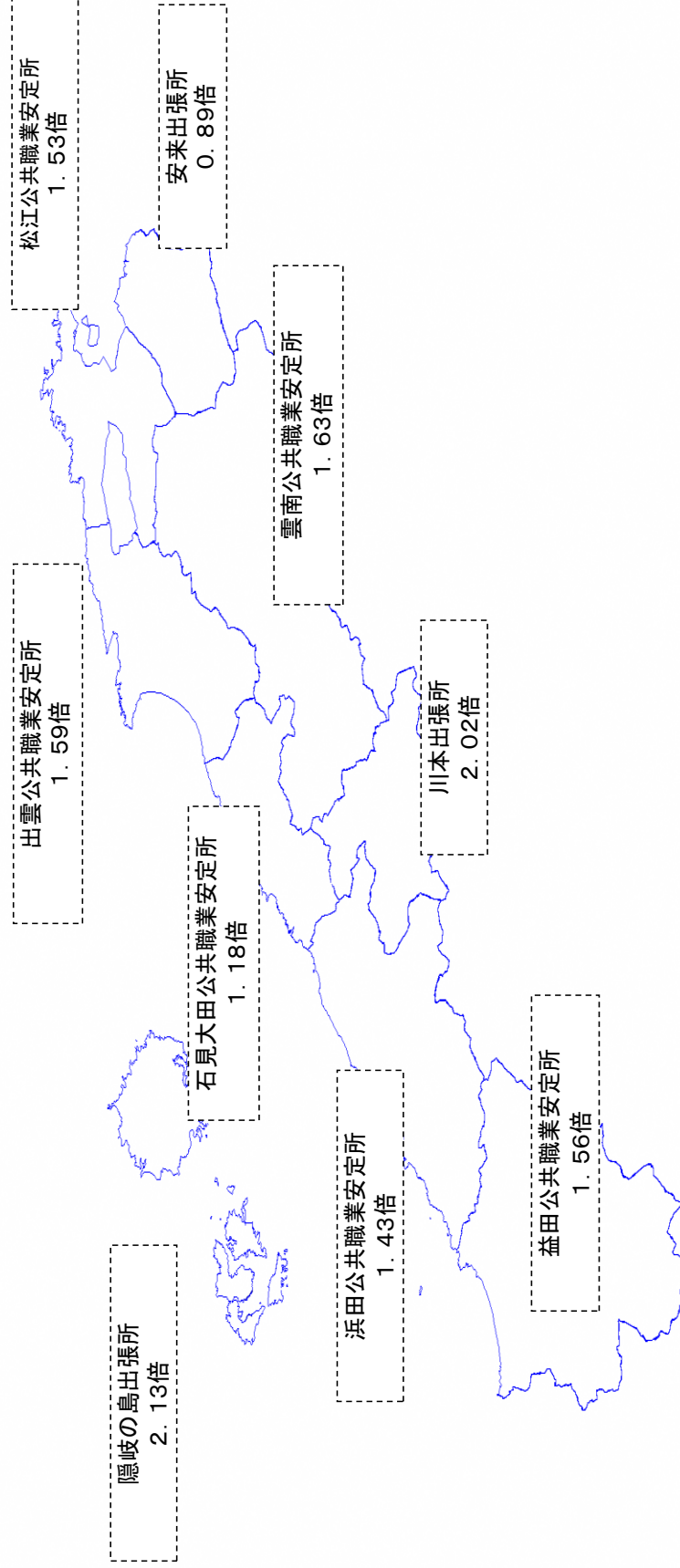
5. 人員整理の状況

月別 区分	令和 5年度計	R6.2月	R6.3月	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	12ヵ月計
事業所数	105	10	6	14	11	7	12	4	6	10	9	11	13	113
対前年比	▲ 1.8	▲ 23.1	▲ 57.1	▲ 12.5	▲ 15.4	▲ 30.0	71.4	▲ 42.9	▲ 14.3	11.1	12.5	266.7	44.4	▲ 2.6
解雇者数	233	17	25	18	31	14	26	6	11	17	19	21	19	224
対前年比	6.7	▲ 43.3	▲ 39.0	▲ 33.3	72.2	▲ 48.1	85.7	▲ 71.4	▲ 47.6	▲ 19.0	▲ 9.5	250.0	26.7	▲ 14.5



求人と求職の動きを県内のハローワーク別に
求人倍率で見ると・・・

令和7年1月
県内月間有効求人倍率
1.38倍



令和6(2024)年度

両立支援等助成金が**拡充**され



使いやすくなりました！

1 育休中等業務代替支援コース 手当支給等



- ① 育休取得者の業務を代替する労働者に手当を支給すると
最大 140万円／人 支給！ うち **最大 30万円 先行支給**！※1
 ⇒ 就業規則整備等を社労士に委託した場合 **業務体制整備経費20万円に拡充**
- ② 短時間勤務者の業務を代替する労働者に手当を支給すると
最大 128万円／人 支給！ うち **最大 23万円 先行支給**！※2
 ⇒ 就業規則整備等を社労士に委託した場合 **業務体制整備経費20万円に拡充**
- ③ 支給対象となる企業規模を **全産業一律 300人以下** に拡大！

※1:業務体制整備を社労士に委託&育休期間が1か月以上の場合、育休開始1か月経過時に最大30万円、復帰時に最大110万円を分割支給。

※2:業務体制整備を社労士に委託&短時間勤務制度を3年間利用した場合、利用開始1か月経過時に最大23万円、利用終了時に最大105万円を分割支給。

2 出生時両立支援コース 第2種



- ① **第1種の受給実績がなくても** 第2種の申請可能！※1
- ② 育休取得率「30%以上UP & 50%達成」で **60万円** 支給！※2

※1:第1種とは、男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連続5日間以上の育休を取得した場合にもらえる助成金(1人目20万円)。

現行の要件では、第2種を申請するためには第1種を受給している必要あり。

※2:前年度と比較して、男性育休取得率が30%ポイント以上上昇&50%以上となった場合。

企業活用例は裏面をCheck ▶ ▶ ▶



その他詳しい支給の要件や手続、支給申請期間については、厚生労働省のHPをご参照いただくか、本社等所在地を管轄する都道府県労働局(申請先)へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省

検索



両立支援等助成金の企業活用例

育休中等業務代替支援コース(手当支給等) & 出生時両立支援コース(第2種)

A 育休取得者の業務を代替した労働者に手当を支給した場合

●課題

育休を取るAさんに代わって業務を行う、周囲の従業員の負担軽減とモチベーションアップが必要。

●企業側の取組

○社労士に委託して、1, 2の取組を実施。

1. 就業規則等に「育休応援手当」を規定。

対象者:業務を代替する係の全員

支給額:一律月2万円/人

2. 業務見直し・効率化の取組実施

○Aさんは育児休業を取得(1年間)、
Aさんの業務代替者6人に手当を支給。

●助成内容

128万円(うち29万円を先行受給!)

① 業務体制整備費 20万円(社労士委託あり)

② 業務代替手当 108万円(手当支給の3/4)

Aさんが育休を開始した1か月後に、
29万円(①+②の1か月分)を**先行受給!**

●手当支給による効果

- ・代わりに働いた6人は、より納得して仕事をする事ができた。(離職防止にも寄与。)
- ・Aさんが職場復帰する頃には、係の業務シェアが進み、皆が有給休暇を取得しやすくなった。

助成金を活用

5年間助成金を活用し、その後は休業者に支払わなかった賃金の一部を充てることで制度を恒久化!

B 短時間勤務者の業務を代替した労働者に手当を支給した場合

●課題

多様な働き方ができる職場環境づくりを進めたいが、短時間勤務者の業務を代替する従業員にどう配慮してよいか分からない。

●企業側の取組

○社労士に委託して、1, 2の取組を実施。

1. 就業規則等に「育短サポート手当」を規定。

対象者:業務を代替する係の全員

支給額:業務に応じて月1万~1万8千円/人

2. 業務見直し・効率化の取組実施

○Bさんは短時間勤務制度を利用(2年間)、
Bさんの業務代替者3人に手当を支給。

●助成内容

92万円(うち23万円を先行受給!)

① 業務体制整備費 20万円(社労士委託あり)

② 業務代替手当 72万円(手当支給の3/4)

Bさんが制度を利用開始した1か月後に、
23万円(①+②の1か月分)を**先行受給!**

●手当支給による効果

- ・短時間勤務に対して気まづさがなくなった。
- ・離職防止に繋がるとともに、子育て世代の求職者からの問い合わせが増加。

助成金を活用

C 男性の育休取得率「30%以上UP & 50%達成」した場合

●課題

人材確保に苦戦する中、男性育休取得率も考慮して職場を選ぶ若者がいると聞いた。男性の育休取得促進に向けた環境整備に取り組みたい。

●企業側の取組

1. 雇用環境の整備を複数措置

- ・研修の実施・相談窓口の設置

2. 男性育休取得率の大幅引上げを達成

- ・前々年度 25%(対象者4人中1人が取得)
- ・前年度 66%(対象者3人中2人が取得)

▶ 30%以上上昇し、50%達成

●助成内容

60万円

「両立支援のひろば」で育休取得率等を掲載すれば、**2万円**の情報公表加算あり

●育児休業取得率の向上による効果

- ・育休取得の労働者のエンゲージメントが向上。
- ・社外に、育児休業取得率の高さをPRできるようになり、若者の人材確保につながった。

助成金を活用

2025年4月から 「育児時短就業給付金」を創設します

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務（以下「育児時短就業」という。）した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

1 支給を受けることができる方（受給資格・支給要件）

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者^{（注1）}であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて^{（注2）}、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間^{（注3）}が12か月あること

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者^{（注1）}である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

2 支給額・支給率

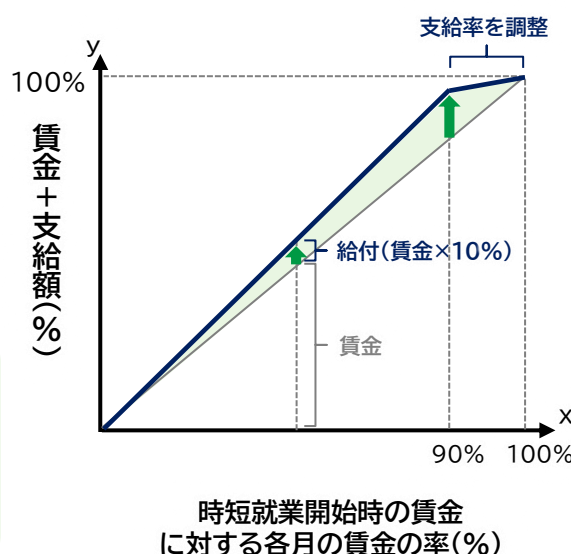
原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準^{（注4）}を超えないように調整されます。

また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額^{（注5）}を超える場合は、超えた部分が減額されます。

なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

- ① 支給対象月^{（裏面参照）}に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準^{（注4）}と比べて低下していないとき
- ② 支給対象月^{（裏面参照）}に支払われた賃金額が支給限度額^{（注5）}以上であるとき
- ③ 支給額が最低限度額^{（注6）}以下であるとき

支給額のイメージ

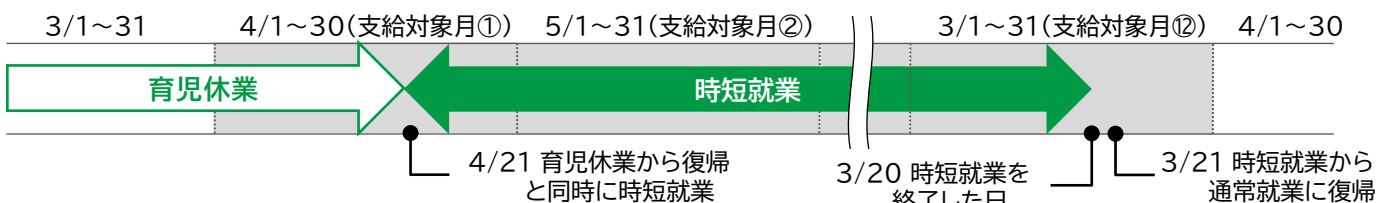


（裏面もご覧ください）

3 支給を受けることができる期間(支給対象期間)

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月(以下「支給対象月」という。)について支給します。

<支給対象月の例>



ただし、以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日^(注7)の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日^(注8)の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

4 申請手続きに関する注意事項

- 育児時短就業給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認及び支給申請を行う必要があります。育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認と初回の支給申請を同時に行うことも可能です。
- 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き^(注2)、同一の子について育児時短就業を開始した場合は、育児時短就業開始時賃金の届出は不要です。
- 支給申請は、原則として2か月ごとに(2つの支給対象月について)行うようにしてください。
- 被保険者が希望する場合は、被保険者の方が自ら支給申請を行うことや1か月ごとに支給申請を行うことも可能です。

5 経過措置(2025年4月以前から時短就業をされている方)

- 2025年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短就業に相当する時短就業を行っている場合は、2025年4月1日から育児時短就業を開始したものとみなして、上記1②の要件や2①の育児時短就業前の賃金水準を確認し、要件を満たす場合は、2025年4月1日以降の各月を支給対象月として支給します。

(注1) 雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

(注2) 育児時短就業に係る子について育児休業給付の支給を受けていた場合であって、当該育児休業給付に係る育児休業期間の末日の翌日(復職日)から起算して、育児時短就業を開始した日の前日までの期間が14日以内のときをいいます。

(注3) 賃金支払基礎日数が11日以上ある(ない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間が80時間以上ある)完全月。

(注4) 原則として育児時短就業開始前6か月に支払われた賃金(臨時に支払われる賃金と3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く)の総額を180で除して得た額(2025年7月31日までは、上限額:15,690円、下限額:2,869円。以後毎年8月1日に改定予定。)に30を乗じた額をいいます。ただし、育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き育児時短就業を開始した場合は、育児休業給付の支給に用いた賃金月額をいいます。

(注5) 「支給限度額」:459,000円(2025年7月31日までの額。以後毎年8月1日に改定予定。)

(注6) 「最低限度額」:2,295円(2025年7月31日までの額。以後毎年8月1日に改定予定。)

(注7) 「子が2歳に達する日」とは、2歳の誕生日の前日をいいます。

(注8) 同じ月において、子Aの育児時短就業を終了し、別の子Bについて育児時短就業を開始した場合、その月は別の子Bの育児時短就業の支給対象期間となり、子Aの育児時短就業は前月までが支給対象期間となります。